

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月3日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	令和元年5月20日 午前11時59分頃 高山市花岡町2丁目18番地（高山市役所駐車場内）		
	事故の概要	駐車区画から左折により通路へ進入しようとしていた公用車と通路から駐車区画へ後退により進入しようとしていた車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左フロントタイヤ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	20,760円・100分の50	
	賠償金	—	10,380円	
	内訳	保険金	—	10,380円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年8月23日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和元年5月23日 午後3時頃 高山市上宝町在家1642番地（本郷小学校敷地内）		
	事故の概要	草刈作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右リアウインドガラス）	
	被害総額・市の過失割合	—	54,259円・100分の100	
	賠償金	—	54,259円	
	内訳	保険金	—	54,259円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年7月22日 地方自治法第180条第1項			